

令和6年度 スーパーマーケット等と連携した「エシカル消費」実践の場創出事業 仕様書

1 業務名

令和6年度 スーパーマーケット等と連携した「エシカル消費」実践の場創出事業

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

3 業務目的

「食」を中心に、日常的な消費の場であるスーパーマーケット等との連携により、県民が身近でエシカル消費を実践する場を創出し、日々の生活から取り組めるエシカル消費への気づきを与え、実践を促進することを目的とする。

4 業務内容

県民の身近な消費の場であるスーパーマーケット等において、以下を踏まえたエシカル消費の実践の場づくりにつながる事業を実施する。

(1) エシカル消費実践の場の創出

ア 企画及び実施

- ・県内に店舗を有するスーパーマーケット等を運営する企業等や、県内において商業施設等を運営する企業等と連携し、エシカル消費に関係する商品を集めた専用コーナーを、店舗や商業施設等（以下「店舗等」という。）において設置すること。
- ・専用コーナーを設置する店舗等の数は、支店を含め40以上とし、うち7割以上は食料品スーパーマーケット（総務省「日本標準産業分類」（第14回改定））とすること。
- ・専用コーナーは、各店舗等においてそれぞれ最低1か月以上設置すること。なお、幅広い世代への訴求力を高めるため、夏休みの期間（概ね7月中旬から8月末）を含む、可能な限り長期間とすることが望ましい。
- ・以上を踏まえ、専用コーナーの設置期間、実施店舗等の数、実施回数を企画提案すること。

イ 啓発及び広報

- ・各店舗等においては、専用コーナーに誘導するための案内表示を行うこと。
- ・専用コーナーにおいて、エシカル消費の実践促進につながる行動や、エシカル消費に関係するマークを紹介するなど、分かりやすい表示を用い、エシカル消費の理解促進に繋がる啓発を行うこと。
- ・案内や啓発の実施に際し、必要となる広報媒体（例：チラシ、ポスター、啓発グッズなど）を制作すること。
- ・啓発の広報を行うこと。広報においては、一人でも多くの県民の、専用コーナーへの参加を図るような工夫を取り入れること。
- ・以上を踏まえ、分かりやすい表示を用いた啓発の手法、作成する広報媒体、広報の内容について、実施期間、実施手法も含め企画提案すること。

(2) SNSキャンペーンの企画及び実施

- ・上記(1)と連動したSNSを活用したキャンペーンを、実施回数・実施期間を含め企画提案の上、実施すること。
- ・実施するSNSには、媒体「X（旧Twitter）」、アカウント名「とくしまエシカル消費普及推進プロジェクト (@awaethical)」を含めること。
- ・SNSキャンペーンに応募した者の中から抽選で、エシカル消費に関連する賞品が当たるような内容とすること。なお、当選者の抽選に係る業務全般を実施すること（賞品の選定・手配、応募者リスト作成・管理、抽選、当選者への通知、発送先確認、賞品の発送等）。

(3) アンケート・評価の実施

- ・上記(1)実施各店舗等の担当者及び、来場者に対しアンケートを実施すること。
- ・アンケートの内容には専用コーナーに対する評価、意見要望等を含めることとし、担当者、来場者それぞれに対するアンケート内容、回答回収見込数を提案すること。
- ・アンケート結果の取りまとめ、分析・評価を行うこと。

5 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書及び成果物を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年3月7日(金)
- (2) 提出先
徳島県危機管理部消費者政策課
- (3) 部数
 - ・委託業務完了報告書 1部
 - ・事業費精算書 1部
 - ・事業実施(実績)報告書(成果物を含む) 1部

6 特記事項

- (1) 費用の積算に当たっては、業務の実施に必要な費用一切を見込むとともに、積算の内訳を明確に記載した費用積算内訳書を提出すること。
- (2) 実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成すること。
- (3) 契約履行過程で生じた成果物、制作物等全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は徳島県に帰属する。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うこと。
- (5) 実施内容は県と十分協議しながら事業を進めること。
- (6) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (7) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (8) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (9) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (10) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (11) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和12年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。